

日本の在留外国人の生活課題とその対策

中嶋 裕子

福山平成大学
(福祉健康学部福祉学科)

E-mail : nhiroko@heisei-u.ac.jp

【要旨】

少子高齢化に伴い人手不足が深刻化する中、企業や地域は過去にないペースで外国人労働者を受け入れており、日本における在留外国人数は、2023 年末には過去最高を更新した。今後もこの傾向は続くと考えられることをふまえ、本論では在留外国人が日本国で生活する際に直面する課題と対策について論じた。

在留外国人の抱える生活課題には 1) 相談先がわからないという課題、2) 日本語の問題、3) 就学の問題、4) 医療サービスへのアクセス問題、5) 居住確保の課題、6) 就労の問題が挙げられた。

1) については、各市町村においてすでに総合的な相談窓口が設けられ、多言語による説明もなされていることから今後も継続的な多言語による総合窓口の展開が求められる。2) については、学習者の文化的背景を知り、どのような社会的なニーズや目的を持って日本語を学んでいるのかを理解し、社会参加を促進するための支援を行うことが必要であった。3) については、地域に開かれた学校として地域ボランティアの力を借りながら支援が必要な子供へのアプローチが期待される。また、子供にとってのアイデンティティとなる母語の獲得の機会を設けることも重要である。4) については、電話医療通訳の利用や翻訳 ICT 技術に対応したタブレット端末等の配置など医療提供者、受療者が互いに安心できる関係を築けるような取り組みが求められる。5) については、住民と在留外国人がコミュニケーションを図るための自治会参加サポートやオープンなコミュニケーションを心掛けることが重要である。6) についてはより厳格な監督体制の導入と第三者機関による定期的なチェックを強化、透明性の確保と情報の提供が必要であることを論じた。

キーワード：在留外国人、生活問題、省庁の取り組み

はじめに

日本における在留外国人数は、毎年過去最高を更新し続け、2023 年末には 341 万 992 人となった¹⁾。彼らの在留理由は技能実習、国際業務などの就労滞在や留学などが主である。労働人口の減少の中、外国人労働者なしに成り立たない産業もあり、マスコミや独立行政法人国際協力機構（JICA）の報告書において「外国人から選ばれる日本になるために」といった文言が見られる一方、在留外国人の増加により日本の自治が及ばず、従来居住している日本人がマイノリティとなり、生活のしづらさを訴える事態が発生している地域があることも事実である。在留外国人を巡る議論はどの部分に注目するかで論旨と評価が大きく分かれる。

筆者は今後の在留外国人への支援や政策、対応を多面的に捉えるため、テーマを設けながら順次論じる。その一稿として、本論では在留外国人が日本国内で生活する上で直面している課題について言及する。

1. 在留外国人の増加

日本における在留外国人数は、2023 年末には過去最高を更新し、341 万 992 人（前年末比 33 万 5,779 人、10.9%増）となった。在留外国人の内、労働者として在留する人数も 2024 年 1 月現在で過去最多を記録しており²⁾、204 万 8,675 人（前年比 12.4%増）となった。少子高齢化に伴い人手不足が深刻化する中、企業や地域は過去にないペースで外国人労働者を受け入れており、その傾向は今後も続く見通しである。

在留外国人は 195 の国籍地域の出身者からなり、2023 年度で一番人口が多いのは中国人で 1) 中国 821,838 人（前年比 + 60,275 人）、2) ベトナム 565,026 人（+ 75,714 人）、3) 韓国 410,156 人（- 1,156 人）、4) フィリピン 322,046 人（+ 23,306 人）、5) ブラジル 211,840 人（+ 2,410 人）、6) ネパール 176,336 人（+ 36,943 人）であった³⁾。

在留資格別で見ると、永住者が一番割合が多く 26.1%、次に技能実習生 11.9%、技術人文知識国際業務として 10.6%、留学 10.0%、家族滞在 7.8%と続く。

2. 多文化社会の実現に向けての取り組み

1995 年をピークに生産年齢人口が減少する中、各省庁は、「多文化共生」を掲げて外国人を労働者、及び生活者として受け入れ、制度を整備してきた。

「多文化共生」とは「国籍や民族などの異なる人々が、

互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」（総務省 2006）である⁴⁾。

下記、各省庁の「多文化共生」への取り組みについて概観する。

1) 総務省の取り組み

総務省は、多文化共生の意義について、「地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながる」、「地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることが可能となる」、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような地域づくりの推進は、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを推進する」とその有用性を述べた。そして、地方公共団体が多文化共生を推進するための指針となる「地域における多文化共生推進プラン」（2006）を実施した⁵⁾。

加えて、2012 年から、「多文化共生地域会議」を開催し、先進事例の紹介等を通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進を図った。また同年、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」を策定し、市区町村が、日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供できるようにした。その他、訪日外国人や在住外国人等への災害時の情報伝達の環境を整備するため、「情報難民ゼロプロジェクト」を立ち上げ、2018 年度より災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成も実施している。2019 年には、多文化共生アドバイザー制度を実施し、多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを有する職員を多文化共生アドバイザーとして登録し、多文化共生に取り組もうとする地方公共団体が、彼らから助言やノウハウの提供を受けることができるようにした。

2) 出入国在留管理庁の取り組み

出入国在留管理庁は、2018 年に「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策（2021 年度・2022 年度・2024 年度改訂）」を採択し、生活支援、教育支援、労働環境の整備、社会参加の促進などを含んだ政策を発表した。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（2022、2023、2024 年度）を策定し、単年度に実施すべき施策と総合的対応策のフォローアップも行っている⁶⁾。

3) 文部科学省の取り組み

文部科学省は、2008年から2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す「留学生30万人計画」を実施し、国・地域・分野などに留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得することを目指した。また、2019年には、日本語教育推進法を制定し、外国人が日本社会に円滑に適応するための日本語教育の充実を図った。2021年には、文化庁の文化審議会国語分科会が「日本語教育の参照枠」を示し、言語教育観の柱として、「日本語学習者を社会的存在として捉える」という文言を掲げた。これは、学習者を単に言語を学ぶ者として捉えるのではなく、学習者の文化的背景を知り、どのような社会的なニーズや目的を持って日本語を学んでいるのかを理解し、社会参加を促進するための支援を行うことも含むものであった。

3. 在留外国人の抱える生活課題

以上のように各省庁による多文化共生社会の実現に向けたさまざまな試みが展開されてきた。

岸田文雄首相は2023年の施政方針演説で、日本は急速に進展する少子化により「社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際と呼ぶべき状況に置かれている」と警鐘を鳴らし⁷⁾、2024年2月に開催された法務省主催のシンポジウム「共生社会と人権に関するシンポジウム～多様性と包摂性のある社会を目指して～」の挨拶においては、マイノリティや外国をルーツとする人々に対しての不当な差別的扱いや言動は許されず、共生社会の実現は、我々の果たすべき重要な使命⁸⁾であるとメッセージを寄せた。このように、現在、政府は外国人労働者及び生活者としての受け入れに積極的な姿勢を示している。

一方で、在留外国人は生活上で様々な課題に直面していることから、その課題について下記、整理言及したい。なお、下記項目は在留外国人支援を実施する活動への参加で得た知見や在留外国人支援団体の主宰者へのインタビューを通じて得た内容を踏まえて項目立てしたものである。

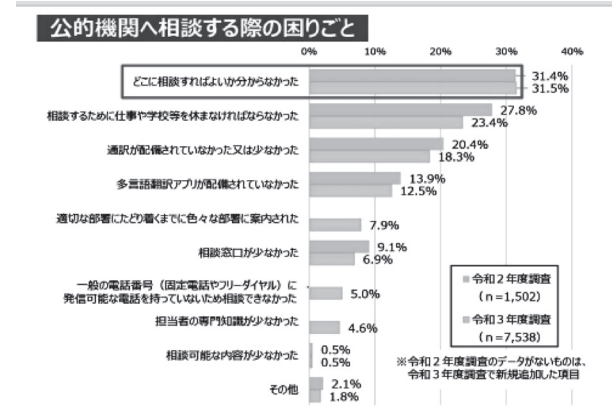
1) 相談先がわからないという問題

在留外国人は慣れない言語と文化圏で生活する上で様々な困りごとや相談したいことがあっても、どうしたらよいかかわからない、という状況に置かれることが多い。出入国在留管理庁の「令和3年度 在留外国人に対する基礎調査」⁹⁾によると相談につながるまでの困りごととして「どこに相談すればよいか分からなかった」31.5%、「相談するために仕事や学校などを休まなければ

ならなかった」27.8%、「通訳が配備されていなかった又は少なかった」18.3%、「多言語翻訳アプリが配備されていなかった」12.5%、「適切な部署にたどり着くまでにいろいろな部署に案内された」7.9%、という事が挙げられた。

複数の理由があるが、一番多く見られたのは「どこに相談すればよいか分からなかった」31.5%であり、窓口にするたどり着けない現状があった。

グラフ1) 公的機関へ相談する際の困りごと



出所) 出入国在留管理庁(2022)「出入国在留管理庁の令和3年度 在留外国人に対する基礎調査」p.3.

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100546100.pdf>

2) 日本語の問題

コミュニケーションの基盤になるのが言語である。出入国在留管理庁(2022)の「令和3年度 在留外国人に対する基礎調査」によると日本語について「日常生活に困らない程度に会話ができる」23.1%、「身近な話題についての会話はできる」14.1%、「長い会話に参加できる」9.3%、「効果的に言葉を使うことができる」10.7%、「幅広い話題について自由に会話ができる」23.9%と、約60%は、日本語使用に大きな問題を感じているわけではなかった。一方で、「日常での会話はほとんどできない」人の割合は3.4%、「基本的な挨拶の会話はできる人」15.3%と、約20%は日本語を日常語として使用するのに何らかの困難を感じていることが分かった。

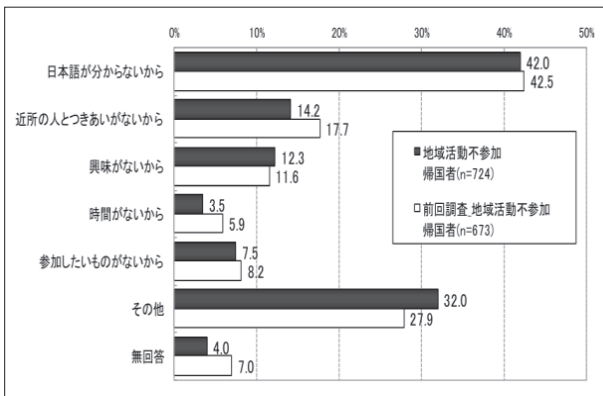
「令和5年度在留外国人に対する基礎調査」¹⁰⁾によると、困りごととして相談した内容は「言語の問題で正確な意思疎通が難しい」(36.1%)、「文化や価値観の違いによって自分の抱えている問題意識が伝わらない」(24.7%)と、言語に関する課題が一番大きかった。

日常生活においては暗黙の了解や不文律など言語に表れない意思疎通もふんだんにあり、それらの共有が課題

となっていることが伺える。

地域交流についても言語が壁になることが多い。「中国残留邦人等実態調査結果の概要（2015）」¹¹⁾では、「地域活動に参加したことがない人」19.8%にその理由を尋ねたところ、「日本語がわからないから」が42.0%で最大の要因となっており、言葉の獲得と地域活動・交流の参加度の関連性が伺えた。

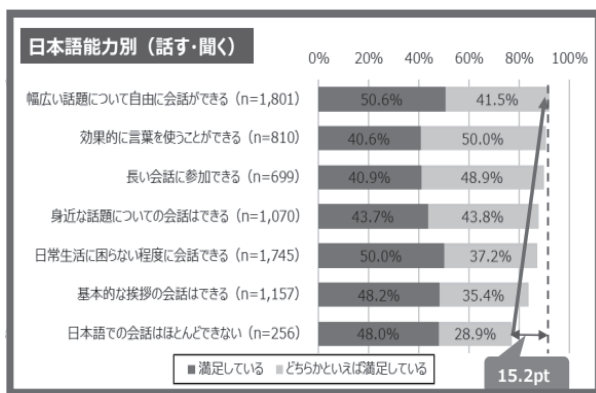
グラフ2) 地域活動に参加しない理由



出所) 厚生労働省社会・援護局「平成27年度 中国残留邦人等実態調査結果の概要」p.8.
https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/101029-04_kekka.pdf

先述の出入国在留管理庁（2022）の「生活環境全般の満足度」の項目においても、「幅広い話題について自由に会話ができる」とするの方が「日本語での会話はほとんどできない」と比較して満足度が15.2ポイント高く、日本語能力が高ければ高いほど、生活の満足度は高くなる傾向が見られた¹²⁾。

グラフ3) 生活環境全般の満足度と日本語能力の関係



出所) 出入国在留管理庁（2022）「外国人との共生社会の実現に向けた取組と課題」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100546100.pdf>

3) 就学の問題

在留外国人が家族を呼び寄せたり、日本で家族を持ち子供をもうけるなどで、公立学校における「日本語指導が必要な児童生徒（日本国籍含む）」は10年間で1.5倍増（2018年度に5万人超）となった。

日本語指導が必要な児童生徒とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。

文部科学省の発表した「令和5年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果」によると、日本語指導が必要な児童生徒数は、69,123人で前回調査より10,816人増加（18.6%増）していた。内訳としては、外国籍の児童生徒数は57,718人で前回調査より10,099人増加（21.2%増）、日本国籍の児童生徒数は11,405人で前回調査より717人増加（6.7%増）であった。日本語指導が必要な外国籍の児童生徒を言語別にみると、ポルトガル語が20.8%で最も多く、次に中国語の20.6%であった

こうした日本語指導が必要な児童生徒のうち2割以上が、日本語指導等の特別な指導を受けることができていない¹³⁾。

また、日本語指導が必要な中学生等の高等学校等への進学率は、90.3%（前回は89.9%）で、全中学生等の進学率99.0%と比較すると低く、日本語指導が必要な高校生等の中退率は、8.5%（前回は6.7%）と、全国平均（1.1%）に比べると高かった。

そもそも学校教育にアクセスできていない不就学児童は、文部科学省（2022）によると、10,046人である（2019年度の調査では、約2万人であった）¹⁴⁾。義務教育にすらアクセスできていない子供たちや、日本語指導が必要な子どもたちの中退率の高さ、希望する進路や就職ができないという現状は、彼らの社会的役割を担う選択肢を狭める結果となり、極めて憂慮すべき課題である。

4) 医療サービスへのアクセス問題

医療サービスへのアクセスは健康的で文化的な生活を継続させるためにも重要な事柄であるが、在留外国人が受療行動を適切に行えていない状況がみられる。体調不良からの回復が遅れることで、社会的孤立が生み出されたり、経済的困難が生じることもあることから医療サービスへのアクセスは重要な項目である。

厚生労働省の日本全国の病院を対象にした調査「令和

元年度 医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」によると、都道府県の選出する拠点的な医療機関では、82.5%で外国人患者（在留外国人と訪日・訪日外国人旅行者・医療目的に渡航する外国人患者の総数）の受入があり、一般病院では53.0%で外国人の受入があった。一方で、病院ごとの外国人患者数は、受入実績のあった病院において、外国人患者数が1ヶ月間で10人以下の病院が55.4%と昨年と同様、最多であった¹⁵⁾。日本人の人口10万対1日平均外来患者数は全国1,055.1人であり¹⁶⁾、在留外国人数が341万人であることを考えると在留外国人の受診者数の少なさが伺える。

在留3か月を超える在留外国人は、国民健康保険に原則加入の義務があり、加入者は3割負担での受診が可能である。また、「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」（厚生労働省、2019）により医療機関リストの作成、多言語説明資料も用意されている。それでも受診控えが起きる理由として、「日本人医療者とのコミュニケーションに関わる困難と不安」、「社会・文化的な違い」「経済的問題による受診の控え」が挙げられた¹⁷⁾。

コミュニケーションに係る困難と不安について、外国人の立場としては、言葉が通じないことへの不安、医療者から説明された内容が理解できない、自分が望まない治療を拒否する権利を行使できないなどがある。その結果、市販薬で対処していたり、母国から持ってきた薬を飲むといった対処をし、本来であれば受診すべきタイミングで受診できていない状況が見られた。

「社会・文化的な違い」については、自国と異なり患者が診療科を選択することに戸惑いが見られることや、受療時の性別への配慮がないこと、面会時間などの決まり事や根拠が理解できないことなどがあった。

「経済的問題による受診の控え」については、国民健康保険等の健康保険への加入率は全体で95.9%と、高い加入率であったものの¹⁸⁾ 受療時の経済的負担も受診控えにつながると考えられた。

5) 居住確保の問題

居住の確保は心身の保護安全を確保し、生活する上で基本的なニーズの一つであるが、2017年の外国人住民調査報告書¹⁹⁾によると、過去5年間に日本で住む家を探した経験のある人2,044人（回答者の48.1%）のうち、「外国人であることを理由に入居を断られた」経験のある人は39.3%、「日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた」経験のある者は41.2%、『『外国人お断り』と書かれた物件を見たので、あきらめた』

という経験のある人は26.8%であった。

王・藤井（2020）は、住民を対象とした調査を実施し、外国人住民増加後に「トラブルが発生した」、と回答したものは50.6%であったことから、10年間経過しても、騒音問題、ごみ問題無断、無断転居、無断駐車といった管理上の問題と自治会不参加、コミュニケーションといったコミュニティ上の問題が継続していると述べた。

6) 就労の問題

1995年をピークに生産年齢人口が減少する中、日本は慢性的な労働力不足に陥り、事業継続に苦慮する経営者が増えている。岸田文雄首相は2023年の施政方針演説で、日本は急速に進展する少子化により「社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際と呼ぶべき状況に置かれている」と警鐘を鳴らした²⁰⁾。

国際協力機構（JICA）が2022年に発表した調査²¹⁾では、政府が掲げる国内総生産（GDP）目標（年平均成長率1.24%）の達成には、外国人労働者が40年に674万人が必要になるとした。このようななかで在留外国人の就労の問題も顕在化している。

「外国人住民調査報告書」（2017）²²⁾によると、過去5年間に日本で仕事を探したり、働いたりしたことがある人は2,788人で、回答者の65.6%を占めた。このうち、在留外国人が受けた差別として、「外国人であることを理由に就職を断られた」25.0%、「同じ仕事をしているのに、賃金が日本人より低かった」19.6%、「外国人であることを理由に、昇進できないという不利益を受けた」17.1%、「勤務時間や休暇日数などの労働条件が日本人より悪かった」12.8%となっていた。

また、技能実習中に失踪した外国人が2023年は9,753人で過去最多であった²³⁾。入管庁は人権侵害を受けた実習生が職場を嫌って失踪した例が一定数あるとみて、パワハラやセクハラに遭った場合などに転職しやすくなるよう制度の運用を変えているが、労働環境の劣悪さが問題となっている。

4. 今後の課題及び対策について

以上、在留外国人の生活課題について概観した。今後、各省庁、自治体、民間団体が取るべき対応について言及する。

1) 相談窓口について

相談窓口について、どこに相談すればよいかわからないという項目があったが、日本で暮らし、活躍する外国人の在留を支援する政府の総合的な相談窓口である外国

人在留支援センター（FRESC）も存在し、毎月約1万件の相談が寄せられている²⁴⁾。また、各市町村においてすでに総合的な相談窓口が設けられ、多言語による説明もなされていることから今後も継続的な多言語による総合窓口の展開が求められる。また、各民間ボランティアや各自治体により運営される日本語教室も窓口になりえるだろう。

2) 日本語習得について

日本語の問題については、2021年以降、言語教育観の柱として、学習者を単に言語を学ぶ者として捉えるのではなく、学習者の文化的背景を知り、どのような社会的なニーズや目的を持って日本語を学んでいるのかを理解し、社会参加を促進するための支援を行うことも含む「日本語学習者を社会的存在として捉える」姿勢が示されている。日本語教室を運営する者にとっては当然の認識かとは思いますが、政府もその指針を出していることは注目に値する。学習者にとっての日本語習得は、自分自身の居場所を社会の中に確立させ、より多くの場面で自身の力を発揮できるようになるための手段であることを双方が認識し継続的に取り組むことが求められるであろう。

出入国在留管理庁と文化庁が「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」（2020）を策定しているが、出入国在留管理庁（2021）による各自治体への調査では、やさしい日本語の研修を実施した自治体は212件中119件（56.1%）と半数程度であった²⁵⁾。また、外国人に、平易で親しみやすく情報発信にも活用できる「やさしい日本語」の存在についても周知されていなかった。今後、「やさしい日本語ガイドライン」を踏まえた今後の取り組みが期待される。

3) 就学について

子供の教育については、2022年度に文部科学省から発表された「外国人の子供の就学状況等調査結果について」によると、日本語指導が必要な児童生徒に対しての指導体制の整備は、「整備している」が52.6%で「整備していない」のは47.4%であった²⁶⁾。

特段の指導体制を整備していない理由として「所管する学校に日本語指導が必要な児童生徒がいないまたは少ない」が92.1%、「指導できる人員が不足している」14.6%、「通常の学級において必要な支援ができていない」8.0%、「予算が不足している」7.6%、「どのような支援を行うべきかわからない」2.6%であった²⁷⁾。

地域に開かれた学校として地域ボランティアの力を借

りながら支援が必要な子供へのアプローチが期待される。また、子供にとってのアイデンティティとなる母語の獲得の機会を設けることも重要である。

4) 医療サービスへのアクセスについて

医療サービスへのアクセス問題については、厚生労働省医政局を中心に、電話医療通訳の利用や翻訳ICT技術に対応したタブレット端末等の配置、医療コーディネーター等養成研修などが検討されているところである²⁸⁾。医療提供者、受療者が互いに安心できる関係を築けるような取り組みが求められる。

5) 居住環境について

居住環境については、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」²⁹⁾において全国の居住支援協議会による在留外国人への支援活動のサポートや、外国人の住宅確保のための多言語による情報提供や物件紹介、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や住宅情報の提供、居住支援等を促進するという政策がとられている。

また、国土交通省は外国人の民間賃貸住宅への円滑な入居を目的として、賃貸人、仲介業者・管理会社の方のための実務対応マニュアルとして「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」³⁰⁾も作成しているところである。

様々な住民トラブルに関する課題はコミュニケーション不足から起きていることも多いことから住民と在留外国人がコミュニケーションを図るための自治会参加サポートやオープンなコミュニケーションを心掛ける必要がある。

6) 就労について

就労については、外国人であることを理由に、就労、昇進の機会や賃金などにおいて差別的経験をした者がいたが、「外国人住民調査報告書」の調査結果では差別と日本語の使用熟練度は関係なかった。つまり、雇用側の在留外国人への労働者としての権利についての意識不足も原因と考えられた。より厳格な監督体制の導入と第三者機関による定期的なチェックを強化、透明性の確保と情報提供が必要である。2027年より育成就労制度が導入されるが、人権を守る意識と制度の整備が必要である。

おわりに

在留外国人が直面する生活課題について言及した。在留外国人は今後も増加が見込まれる。意識にのぼらない日本人の価値感や生活様式が、在留外国人にも説明なく適用されることで、トラブルが発生することも多い。その背景には、日本人住民と在留外国人と、互いのコミュニケーションが図られないまま放置されているケースが多々見られる。在留外国人が安心して生活を営み、また、彼らの子供らが安心して学校生活を送るためには、地域住民との人間関係や積極的なコミュニケーションが助けになる。それらを実現するためには、情報提供の多言語化だけではなく、新しいコミュニケーション手段（翻訳機能）を活用し、コミュニケーションを活発化させることも有用だろう。

既存のサービスや公的な体制のみではカバーできない様々な課題に民間の在留外国人支援団体がどう介入しているのかは次稿に譲りたい。

【註】

- 1) 法務省「在留外国人の推移」 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001415139.pdf>
- 2) 厚生労働省(2014.1)「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和5年10月末時点) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37084.html
厚生労働省の2024年1月の発表によると、日本で働く外国人労働者数は2023年10月末時点で過去最多を記録した。
横山桃花、横山恵利香(2024)「外国人労働者数が初の200万人超え、人手不足解消へ強まる依存」 <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2024-01-26/S7R7TET1UM0W00>
- 3) 出入国在留管理庁(2024.3)「令和5年末現在における在留外国人数について」 https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00040.html
- 4) 菅川裕希、小口悠紀子(2024)「子育て世代の外国人に寄り添う地域日本語教育の必要性：多文化コミュニティの創出を目指した広島県東広島市での実践を通して」『広島大学日本語教育研究』34. 21-28.
- 5) 総務省自治行政局国際室通知(2006.3)「地域における多文化共生推進プランについて」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000770082.pdf
- 6) 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年度改訂)」(令和3年6月15日外国人材の受入れ・

共生に関する関係閣僚会議決定) <https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000793205.pdf>

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(2022)「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/pdf/taiosaku_r04kaitei_gaiyou.pdf

「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(令和5年度一部変更)」 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/pdf/r050609_roadmap_gaiyou.pdf

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和6年度改訂)」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/pdf/r060621_taiosaku_gaiyou.pdf

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(令和6年度一部変更) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/pdf/r060621_roadmap_gaiyou.pdf

7) 第二百十一回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説(2023.1.23) https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2023/0123shiseishoshin.html

8) 法務省(2024.5.31)「共生社会と人権に関するシンポジウム～多様性と包摂性のある社会を目指して～」首相官邸「共生社会と人権に関するシンポジウム 岸田総理ビデオメッセージ」 https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/discourse/20240205message.html (2024年5月31日閲覧)

9) 出入国在留管理庁(2022)「出入国在留管理庁の令和3年度在留外国人に対する基礎調査」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100546100.pdf>

10) 出入国在留管理庁(2023)「令和5年度在留外国人に対する基礎調査」 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001416017.pdf>

11) 厚生労働省「平成27年度中国残留邦人等実態調査結果の概要」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/101029-04_kekka.pdf

12) 出入国在留管理庁「令和3年度在留外国人に対する基礎調査」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100546100.pdf>

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会(2024.2.22)「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループ「日本語教育の参照枠」の見直しのために検討すべき課題について」 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/nihongo/>

nihongo_124/pdf/94009301_01.pdf

13) 文部科学省総合教育政策局 国際教育課 (2021) 「外国人児童生徒等教育の現状と課題」 https://www.mext.go.jp/content/20210526-mxt_kyokoku-000015284_03.pdf

14) 文部科学省 (2022) 「報道発表「外国人の子供の就学状況等調査 (令和3年度)」の結果について」 https://www.mext.go.jp/content/20220324-mxt_kyokoku-000021407_01.pdf

15) 厚生労働省 (2020) 「令和元年度 医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査結果 (速報版) について」 <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000601510.pdf>

16) 厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室 (2020) 「令和元年度 医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査結果 (速報版) について」 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/18/dl/03byouin30.pdf>

厚生労働省 (2023) 「令和4 (2022) 年医療施設 (動態) 調査・病院報告の概況」 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/22/>

17) 木村清子、師岡友紀 (2024) 「日本に在留する外国人の受療行動における課題に関する文献レビュー」『武庫川女子大学看護学ジャーナル』9. 4-13.

18) サーベイリサーチセンター (2022) 「第二回在留外国人総合調査 在留外国人の保険・年金について」 https://www.surece.co.jp/wp_surece/wp-content/uploads/2022/05/2022052610.pdf

厚生労働省保険局 (2019) 在留外国人の国保適用・給付に関する実態調査等について <https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000517334.pdf>

19) 公益財団法人 人権教育啓発推進センター (2017) 「外国人住民調査報告書ー訂正版ー」 <https://www.moj.go.jp/content/001226182.pdf>

20) 首相官邸 (2023.1.23) 第二百一十回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説 https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2023/0123shiseihoshin.html

21) 独立行政法人国際協力機構 (2022) 「2030/40年の外国人との共生社会の実現に向けた取り組み調査・研究報告書」 https://www.jica.go.jp/Resource/jica-ri/ja/publication/booksandreports/uc7fig00000032s9-att/kyosei_20220331.pdf

22) 公益財団法人 人権教育啓発推進センター (2017)

『平成28年度 法務省委託調査研究事業 外国人住民調査報告書ー訂正版ー』 <https://www.moj.go.jp/content/001226182.pdf>

23) 日本経済新聞 (2024.9.2) 「外国人技能実習生の失踪、23年は最多の9700人 国、防止へ転職要件明確に」 https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UE309710Q4A830C2000000/?n_cid=NMAIL007_20240902_Y

技能実習生、外国人労働者を巡る課題については中嶋裕子 (2022) 「コロナ禍における技能実習制度の変転と技能実習生の現状」『福祉健康科学研究』3(17).15-23、中嶋裕子 (2021) 「外国人技能実習制度の介護分野における監理団体の取り組み」社会事業研究 (60) 19-32、中嶋裕子 (2021) 「外国人介護人材の受け入れについての課題と展望」『日本社会事業大学社会福祉学会』7-18.がある。

24) 出入国在留管理庁「相談等の現況」 https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/12_00007.html

25) 木村清子、師岡友紀 (2024) 「日本に在留する外国人の受療行動における課題に関する文献レビュー」『武庫川女子大学看護学ジャーナル』9. 4-13.

26) 整備している指導体制として挙げられていたのは、学校に配置した日本語指導担当教員や日本語指導の支援者、母語支援員が指導・支援を行う (28.5%)、日本語指導の支援者や母語支援員などが域内の学校を巡回して指導・支援を行う (18.3%)、一定域内で日本語指導の拠点校を設置し、巡回指導も行う (8.2%)、一定域内で日本語指導の拠点校を設置し、児童生徒が通級を行う (6.0%)、教育委員会などに日本語指導内容の研究開発、コーディネートを行う組織を設置している (5.9%)、日本語担当教員が配置されていない学校においてICTなどを活用した遠隔教育を実施 (1.5%) となっていた。

27) 日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査結果について

https://www.mext.go.jp/content/20230113-mxt_kyokoku-000007294_3.pdf (2024年5月31日アクセス)

28) 厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室 (2019.1.25) 「医療通訳の現状と課題 第2回訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」 <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000472213.pdf>

29) 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 (2023.6.9) 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (令和年度改訂)」 <https://www.mhlw.go.jp/>

content/10700000/001117514.pdf

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001397365.pdf>

久保園洋一、瀬田史彦（2024）「滞在が長期化する外国人の住まいの変化と共生に関する一考察」『日本建築学会計画系論文集』89(820), 1132-1141. https://www.jstage.jst.go.jp/article/aija/89/820/89_1132/_pdf/-char/ja

30) 国土交通省「住宅：外国人の民間賃貸住宅への円滑な入居について」 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000017.html

行者等に対する医療の提供に関する検討会」 <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000472213.pdf>

31) 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（2023.6.9）「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和年度改訂）」 <https://www.mhlw.go.jp/content/10700000/001117514.pdf>

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001397365.pdf>

32) 久保園洋一、瀬田史彦（2024）「滞在が長期化する外国人の住まいの変化と共生に関する一考察」『日本建築学会計画系論文集』89(820), 1132-1141. https://www.jstage.jst.go.jp/article/aija/89/820/89_1132/_pdf/-char/ja

33) 国土交通省「住宅：外国人の民間賃貸住宅への円滑な入居について」 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000017.html

（記載以外の上記 URL の最終閲覧日は 2024 年 9 月 9 日）

Issues which Foreign Residents Face by Living in Japan and How to Deal with Them

Hiroko NAKAJIMA

Department of Welfare Science, Faculty of Welfare and Health Science,
Fukuyama Heisei University

E-mail : nhiroko@heisei-u.ac.jp

As the labor shortage worsens in Japan due to the declining birthrate and aging population, companies and regions are accepting foreign workers at an unprecedented pace. In addition, the number of foreign residents in Japan reached a record high at the end of 2023. Since this trend is expected to continue in the future, I would like to discuss the challenges faced by foreign residents in Japan.

There are lots of problems foreign residents face. 1) Not knowing where to seek advice, 2) Japanese language issues, 3) Schooling issues, 4) Access to medical services, 5) Securing housing, 6) Employment issues.

Regarding 1), comprehensive consultation desks have already been set up in each city and town, and explanations are provided in multiple languages. It is necessary to continue to develop comprehensive multilingual desks in the future. For 2), it is required to know the cultural background of the learners, understand what social needs and purposes they have for learning Japanese, and provide support to promote social participation. For 3), as schools are open to the community, it is expected the local volunteers will approach children who need support. It is also important to provide opportunities for children to acquire their mother tongue, which will become their identity. For 4), efforts are needed to build a relationship in which medical providers and patients can feel at ease, such as by using telephone medical interpretation and providing tablets that support translation ICT technology. For 5), it is important to support the participation of residents' associations and open communication so that residents and foreign residents can communicate with each other. For 6), it is necessary to introduce a stricter supervisory system, strengthen regular checks by a third-party organization, and ensure transparency and provide information.

Key words : Foreign residents living in Japan, Lifestyle issues, Ministry Initiatives